

令和6年度

こどもの国学童保育室  
『学遊館』  
入室申請要領

こどもの国学童保育室「学遊館」

〒335-0023 埼玉県戸田市本町1-17-7

担当 竹内

Tel 048-452-8132

Fax 048-431-3872

## 1 入室資格

戸田市立戸田南小学校及び戸田第一小学校に通学する児童3年生から6年生まで、または市内在住で市外の小学校（特別支援学校を除く）に通学する児童1年生から6年生までの下校後保育を必要とする児童で、下記のいずれかに該当する場合

- (1) 保護者が、日中に居宅外で就労\*1している場合（居宅内での自営を含む）
  - (2) 母親が、出産前6週間から出産後1年間の期間にある場合
  - (3) 保護者が、疾病又は負傷のため自宅で療養している又は長期にわたり入院若しくは通院している場合
  - (4) 保護者が、精神又は身体に障害を有している場合
  - (5) 保護者が、長期にわたり介護を必要とする同居の親族の介護をしている場合
  - (6) 保護者が、日中に居宅外で就学している場合
- ◇保護者とは、両親及び親族の他、親族以外で児童と同居している者を含みます。保護者の中に60歳未満の方がいて、保育出来る場合は入室を認められません。

※ 勤務時間については1日5時間以上で（実労働時間）かつ終業時間は午後3時以降とし勤務日数については月16日以上必要です。

※ 定員を超える申請があった際には、児童の学年や保護者の就労状況、家庭の事情等を考慮し、選考します（抽選や先着順ではありません）。場合によっては、待機となり学童保育室へ入室できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

## 2 開室時間

当該児童の放課後（通常授業時は、午後1時以降午後7時まで）

（土曜日及び学校休業の期間・学校行事の振替日等は、午前8時から午後7時まで）

## 3 閉室日

- ◇ 日曜日、祝日
- ◇ 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- ◇ 災害等で市が指定した日

## 4 申請に必要な書類

下記 I + II の該当する書類をそろえて提出してください。

### I 全員が提出するもの（①から④及び該当する場合は⑤も含む）

- ① 入室申請書（児童1人につき1枚）
- ② 入室・帰宅経路図（きょうだいで学童保育室を利用する場合は各家庭で1枚）
- ③ 入室時健康調べ（児童1人につき1枚）
- ④ 令和6年度 お迎えに関する届出書（きょうだいで学童保育室を利用する場合は各家庭で1枚）
- ⑤ 生活保護受給証明書（生活保護受給者のみ）

Ⅱ 入室資格に応じて必要な提出書類（下表の①から⑥の該当するもの）

入室資格		提出書類	
① 就労		<b>【固定勤務の場合】</b> ●就労証明書	両親以外の60歳未満の同居している方が就労している場合は、就労証明書も提出が必要です。
		<b>【育児休業を取得中の場合】</b> ●就労証明書 ●母子健康手帳のコピー ※育児休業で入室できるのは出産後1年までです。	「就労証明書」の「現在の就労状況」に休業の期間等を記入してください。また母子健康手帳は産前の場合は「表紙」と「出産予定日が記載されているページ」を、産後の場合は「出生届出済証明」を提出してください。
		<b>【シフト制またはフレックスタイム等、勤務日によって就労時間が異なる場合】</b> ●就労証明書 ●シフト表または勤務表等	就労証明書とともに、勤務日及び勤務時間が分かるシフト表または勤務表等を就労証明書に記載した直近3か月分提出してください。
就 労 以 外	② 出産	理由書、母子健康手帳のコピー ※育休中の方は①就労の【育児休業を取得中の場合】に該当します。	母子健康手帳は産前の場合は「表紙」と「出産予定日が記載されているページ」を、産後の場合は「出生届出済証明」を提出してください。
	③ 疾病	理由書、診断書のコピー	保育が困難と判断ができる診断書のコピーを提出してください。また、期限のある場合は記載されたものを提出してください
	④ 障害	理由書、 診断書若しくは障害者手帳のコピー	保育が困難と判断ができる書類のコピーを提出してください
	⑤ 介護	理由書、 診断書若しくは障害者手帳のコピー	保育が困難と判断ができる書類のコピーを提出してください
	⑥ 就学	理由書、在学証明書、 カリキュラム・時間割等	「カリキュラム・時間割等」は、就学している日数・時間がわかる資料を提出してください。

☆学童保育料算定に必要な提出書類（下表の①から③の該当するもの）

※こちらから仮決定通知を送付後、提出のご案内をいたします。

提出書類	注意事項
① 源泉徴収票のコピー （令和5年分） ※2箇所以上で勤務していた方は、それぞれの源泉徴収票のコピー	①、②のうち、どちらか一つを提出。（同一生計の世帯で就労している方全員のものが必要です。）※単身赴任中等の保護者分も必要です。 e-Taxで確定申告を行う場合は、送信表も提出してください。 ※①源泉徴収票若しくは②確定申告書の所得税額が世帯全員0円の場合は、担当課にて税情報を閲覧させていただきます。 ※①源泉徴収票若しくは②確定申告書の所得税額が世帯全員0円の場合で、令和5年1月1日において戸田市以外に居住していた方については、令和5年1月1日時点の住所地で発行された「令和5年度（非）課税証明書」を提出してください。 ※源泉徴収票又は確定申告書に会社名及び本人名の記載がない場合、両方を記入し、社判もしくは責任者印を押印してください。
② 確定申告書のコピー （令和5年分） ※第一表及び第二表	

## 5 申請書類提出先

戸田市立児童センターこどもの国 学童保育室

※詳しくは、別紙「令和6年度入室申請手順」でご確認ください。

## 6 入室許可・不許可及び許可取り消し

学童保育室への入室が許可された場合は、「こどもの国学童保育室入室許可兼保育料決定通知書」により、不許可になる場合は、「こどもの国学童保育室入室不許可決定通知書」により通知します。

なお、入室資格を満たさなくなった場合若しくは虚偽の申請であることがわかった場合は、入室許可後であっても、その許可は取り消しとなります。

## 7 保育料

保育料については、口座振替とさせていただきます。現在、保育料の口座振替をご利用されている方は、再度手続きする必要はありません。

「こどもの国学童保育室入室許可兼保育料決定通知書」が届きましたら、月額保育料をご確認頂きまして、後日の「入室説明会」にて配布させていただきます「学童保育料口座振替依頼書」（一家庭につき一通）に必要事項をご記入の上、こどもの国学童保育室にご提出をお願い致します。口座振替により納付された学童保育料は、預金通帳の記入をもって納付の確認とさせていただきますことから、領収書の発行については省略いたします。領収書を必要とする場合には、「口座振替納付済通知書」を発行します。

また、保育料は月額となっており、日割りはできません。月の途中で入退室された場合や、1ヶ月入室がなかった場合も、1ヶ月分の保育料をいただきますのでご了承ください。

なお、学童保育料の滞納がある場合は退室していただくことがあります。

## 8 入室の際の注意事項

- ◎ 保育時間は、午後7時までです。必ず閉室時間の午後7時までに速やかに迎えに来てください。（原則として徒歩又は自転車にてのお迎えをお願いします。隣接の保育園・児童センターの駐車場は使用出来ません）
- ◎ 学童保育室は、保護者の就労等により、帰宅後の保育に欠ける児童の健全な育成を図るため、保育を行うところです。学習指導を行うところではありません。
- ◎ 勤務先が変更になった場合は、速やかに就労証明書を再提出してください。その他申請内容に変更が生じた場合も速やかに変更届を提出してください。
- ◎ お休みする場合は、連絡帳や電話にて必ず学童保育室へ連絡をしてください。
- ◎ 児童若しくはその保護者が規律を守れない場合は、退室していただくことがあります。

## 9 申請内容に変更があった場合

- ◎ 就労先や勤務条件が変更になった場合は、速やかに就労証明書と変更届を提出してください。また、その他の申請内容に変更が生じた場合も変更届を提出してください。

※申請内容に変更があったことを学遊館に報告しない場合、退室となることがあります。

例)・転居する場合

- ・家族構成が変わる場合（婚姻・離婚・出産・同居・別居等）
- ・就労状況が変わる場合（退職・転職・勤務地の変更・産休の開始・育休からの復職等）

## 10 退室について

- ◎ 退室する場合は、退室する2日前までに退室届を学童保育室、または市役所に提出してください。引越等により市外に転居する場合も同様、必ず退室届を提出してください。退室届が提出されない場合、保育料が発生いたします。

## 11 感染症り患時・学級閉鎖発生時の対応について

- ◎ 感染症等により患中の児童は入室できません。なお、感染症等により患中の児童のきょうだい及び同居の家族がり患中の児童の入室もご遠慮ください。
- ◎ 感染症等により学校が学級又は学年閉鎖となる期間は、該当する学級、学年の児童は入室できません。この場合、感染拡大を防ぐため学級又は学年閉鎖した児童のきょうだいの入室はご遠慮ください。
- ◎ 発熱、咳や喉の痛み等の風邪症状が認められる場合には、入室できません。
- ◎ 平日等の小学校登校時に体調不良となった場合には、学童へは入室できません。
- ◎ 万が一入室中に発熱や体調不良等の症状が見受けられた場合は、お迎えの連絡をします。いつでも学童保育室からの連絡が受けられる体制を整え早急にお迎えをお願いします。  
※緊急連絡先には優先度の高い順に連絡いたしますが、緊急連絡先に学童から連絡をする際、優先度の高い保護者の電話番号に繋がらないことがあるため、必ず連絡が取れる電話番号（保護者の就労先等）を記載してください。
- ◎ 児童及び児童の家族が新型コロナウイルスにより患した場合は、速やかに市役所もしくは学童保育室に報告してください。

## 12 その他

- ◎ 自然災害や感染症等により小学校が臨時休校する場合、学童保育室は原則として休室になります。
- ◎ 入室児童の送迎は中学生以上とし、お迎えは事前に登録した方のみとします。
- ◎ 放課後子ども教室に登録・参加する場合、学校で配布するチラシをよくお読みください。